

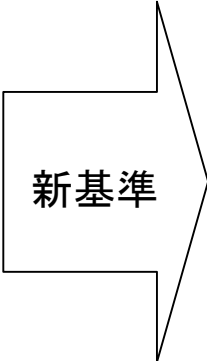
インフルエンザにおける学校での対応についてのお知らせ

初秋の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。平素は学園の教育活動にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

さて、一学期より皆様にご心配をおかけしています新型インフルエンザは、現在も全国で感染が拡大している状態です。8月20日に大阪府教育委員会ならびに私学・大学課より二学期からのインフルエンザ感染による学校対応の基準が示されました。5月中旬に出された基準より変更がありますので、ご確認よろしくお願ひ致します。今後、国や大阪府からの要請、感染拡大などの状況を受けて対応を変更することがあります。その都度お知らせ致しますので、ご理解よろしくお願ひ致します。

●これまでのインフルエンザに関する基準

●今後のインフルエンザに関する基準

<p>(1) 臨時休業等の基準</p> <p>① 学級休業 当該学級で、患者が複数名発生していること。</p> <p>② 学年休業 学級休業が、当該学年で、複数にまたがっていること。</p> <p>③ 学校の臨時休業 学年休業が、当該校において複数にまたがる場合等に、学校医と相談の上、患者数、個別の病状を総合的に判断して決定すること。</p> <p>(2) 休業の期間 7日間(複数の感染が確認された翌日を起点とするが、個別の状況を勘案すること)</p>	 <p>新基準</p>	<p>(1) 臨時休業等の基準</p> <p>① 学級休業 当該学級で、<u>患者がおおよそ5人(学級在籍者数の10%~15%)発生していること。</u></p> <p>② 学年休業 当該学年で、<u>学級をこえて広範囲な感染が認められる場合。</u></p> <p>③ 学校の臨時休業 当該校において<u>学年をこえて広範囲な感染が認められる場合。</u></p> <p>(2) 休業の期間 <u>原則として4日間程度</u>(複数の感染が確認された翌日を起点とするが、個別の状況を勘案すること)</p>
--	--	---

※ここでいう「インフルエンザ」とは、新型・季節性に関わらず、医療機関において“インフルエンザ”と診断された場合をいいます。

その他：(1) 濃厚接触者の出席停止について(弱毒性(A/H1N1)の場合)

患者の同居家族である生徒は、原則として発症した翌日から7日間の自宅待機にご協力ください。ただし、定期考査や公式試合等においては、インフルエンザ様症状がないことを確認した上で、その都度、臨機応変に対応させていただきます。

(2) 感染防止策の徹底

お子さまの健康の確保と感染拡大を防ぐために、ご家庭におかれましては、毎朝登校前に必ず検温などの健康観察を実施してください。また、症状がある場合は、無理をして登校しないようご協力お願ひ致します。※健康観察の実施方法は、8月25日付「保健だより臨時号」を参考にしてください。尚、各行事実施の判断は、その都度ご連絡させていただきます。